保育所や幼稚園等における 虐待の防止及び発生時の対応等に関する ガイドライン

こども家庭庁 文部科学省

令和7年8月改訂

内容

I	はじめに	1
	1. 本ガイドラインの位置づけ	1
	2. 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)について	3
	3. 保育所等における虐待について	4
	(1) 虐待について	4
	(2)「不適切な保育」について	6
IJ	保育所等における対応	7
	1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等	7
	(1) こどもの権利擁護について	7
	(2)各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと	7
	(3)職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること	8
	2. 市町村等への相談	9
	(1)虐待と疑われる事案を発見した場合	9
	(2) 虐待と疑われる事案に該当しないが、対応が必要な場合	10
	3. 市町村等の指導等を踏まえた対応	10
	4. さらにより良い保育を目指す	11
II	[都道府県・市長村等の所管行政庁における対応	12
	1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等	12
	2. 虐待対応の全体像と体制整備について	12
	(1) 虐待対応の全体像	12
	(2) 休里敢借	10

3	3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合	21
	(1)通報受理時に確認する事項等	21
	(2)個人情報保護との関係	22
	(3)通報による不利益取扱いの禁止について	26
4	1.事実確認の準備と実施	26
	(1)通報内容の情報共有の実施	26
	(2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について(例:保育所の場合)	26
	(3) 乳児等通園支援事業を行う保育所や一時預かり事業を行う公立幼稚園等において虐待が発生し場合	
	(4)初動対応の決定	28
	(5) 事実確認の実施	29
5	5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定	31
	(1)虐待の具体的な判断過程	32
	(2)都道府県・市町村の連携及び対応の協議について(例:保育所の場合)	34
	(3) 虐待と判断される行為の指標	35
	(4) 指標に基づく判断の具体例について	38
	(5)判断後の対応	41
	(6) 虐待と判断した場合の対応	41
	(7) フォローアップ	. 44
	(8) 児童福祉審議会への報告等	45
	(9) 虐待の状況の定期的な報告・公表	47
IV	参考資料	48

I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ

- こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども 園(以下「保育所等」という。)において、虐待はあってはならず、これまでも保育所等における保育士・ 保育教諭等職員によるこどもへの虐待に関しては、以下のような対応を行ってきた。
 - ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)等においては、施設内での 虐待等を禁止する旨の規定が置かれている。
 - ・ 保育所保育指針解説 (平成30年3月) においては、「子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。」ことを示している。
 - ・ 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和3年3月株式会社キャンサース キャン。以下「手引き」という。)を作成、周知している。
- 一方で、全国各地の保育所等において、虐待等が行われていたという事案が相次いでおり、令和4年12月には、保育所等における虐待等への対応について改めて周知を図るとともに、幼稚園及び特別支援学校幼稚部(以下「幼稚園等」という。)においても、幼児の心身に悪影響を及ぼすような不適切な保育はあってはならないこと等の周知を行った。また、こうした経緯を踏まえ、保育所等や幼稚園等の保育施設における虐待等の実態や、通報等があった場合の自治体等(都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、国立大学法人)における対応や体制についての全国的な実態調査を実施した。
- 当該実態調査では、少しでも気になる行為等は不適切な保育に当たると考え、多くの不適切な保育の事例を報告した施設もあれば、虐待等と同義に厳密に捉え、事例は0件と報告した施設もあると考えられるなど、各施設、各自治体によって不適切な保育にあたる行為等の捉え方や対応に差が見られる結果となった。また、調査に回答するにあたり、不適切な保育の取扱いを改めて明確にしたうえで、各施設、各自治体が取るべき対応を改めて整理してほしいといった意見も寄せられたところである。

このような状況を踏まえると、保育所等や幼稚園等の保育現場においては、少しでも気になる行為が直 ちに虐待等とみなされることへの懸念から、日々の保育実践において過度に萎縮してしまうことや、虐待 事案に対して取るべき対応が必ずしも整理されていないことから、各自治体においても必要な対応に遅れ が生じることなどが懸念される。

- こうしたことから、国において、手引きの内容を整理し、
 - ・ 不適切な保育や虐待の考え方の明確化を行うとともに、
 - ・ 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や自治体にそれぞれ求められる事 項等について、本ガイドラインにおいて改めて整理して示すこととした。(令和5年5月初版)

- ※ 幼稚園等については、本ガイドラインを参照の上、不適切な保育の未然防止や事案に応じた適切な対応を図ることとされた。
- また、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく 安心して保育所等や幼稚園等に通うこどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、 「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下「改正法」という。)」において、保育所等や幼稚園等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設したところである(令和7年10月1日施行。2で詳述。)。
- 本ガイドラインは、こうした動きを踏まえ、改正法による改正後の児童福祉法(以下「改正児童福祉法」という。)等の規定や、令和6年度に実施した「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を踏まえ、内容の追補、充実を図るために改訂を行ったものである。
- また、本ガイドライン初版は、元来は保育所等を対象とするものであったが、今般の改正法においては、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業及び幼稚園等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務等の規定を設けたところであり、基本的な虐待対応の仕組みは変わらないことから、これらの事業・施設に係る虐待についても、本ガイドラインの対象とすることとした。以降、具体的な記載は代表例として保育所等を中心に記載するが、各事業・施設におかれてもこれに基づき対応されたい。また、自治体における対応については、「Ⅲ. 都道府県・市町村等の所管行政庁における対応」に詳細を記載しているため、そちらを参照されたい。
- なお、上述のとおり、今般の改正は、こどもや保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等や幼稚園等に通う・こどもを預けられるようにするため、保育所等や幼稚園等の職員による虐待について、通報義務を設け、虐待の未然防止や発生してしまった場合の対応を法定化するものである。よって基本的には、虐待を行った職員を罰することを目的としたものではなく、保育の改善を目的とするものであることから、各施設、各自治体におかれては、その趣旨を十分に理解の上、必要な対応を行っていただきたい。
- 加えて、対応に当たっては、手引きで示した自治体における先進的な取組事例や、各自治体で策定されているチェックリストやガイドラインなども踏まえ、行政担当者と保育関係者が連携し、地域の実情に合わせた対応を検討・実施いただきたい。
- なお、本ガイドラインは、現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくることが想 定される。これらの意見なども踏まえ、本ガイドラインの改訂には柔軟に対応していく予定である。
 - ※ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号)について

こども性暴力防止法において、保育所や幼稚園を含む児童に対して教育・保育等を提供する一定の事業者は、法律上、児童対象性暴力等を防止することが義務付けられるとともに、児童福祉法等の規定に

基づき、所轄庁(各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関)が その監督等を行うこととされている。

こども性暴力防止法に基づく施設・自治体の対応と、本ガイドラインに基づく施設・自治体の対応については、今後整理を行い、本ガイドラインについて必要な見直しを行っていく予定である。なお、性暴力の防止等の取組については、「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針(令和7年4月こども家庭庁)」も参考にされたい。

※ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。)について

幼保連携型認定こども園や幼稚園等については、教員性暴力等防止法において、学校における児童生徒性暴力等を禁止するとともに、児童生徒性暴力等の事実があると思われる場合の学校や学校の設置者等への通報義務や設置者による事実確認、児童生徒等の保護のための措置を行うこと等が規定されている。

教員性暴力等防止法に基づく施設・自治体等の対応と、本ガイドラインに基づく施設・自治体の対応 については、Ⅲ2. (1)のコラムを参考にされたい。

- 2. 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)について
- 今般、改正法が令和7年4月18日に成立し、児童養護施設等と同様、保育所等や幼稚園等の職員による 虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられた。(令和7年10月1日施行)
- 改正法においては、現行の<mark>児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 10~第 33 条の 17 に規定される「被措置児童等虐待の防止等」の枠組みを活用し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設けた。</mark>
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- また、改正法においては、<mark>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</mark>(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の一部改正も行い、それぞれ、幼保連携型認定こども園の職員による虐待及び幼稚園等の職員による虐待に対し保育所と同様の仕組みを設けた。

3. 保育所等における虐待について

(1) 虐待について

- 〇 保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の行為をいう。 (改正児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項)
- (1) 身体的虐待:保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待 :保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト:保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育 所等の職員としての業務を著しく怠ること。¹
- ④ 心理的虐待:保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に 通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- また、保育所等の職員はこれらの虐待行為を含め、「児童の心身に有害な影響を与える行為」をしてはならないこととされている。(改正児童福祉法第33条の11)
- 改正児童福祉法により、これら<mark>の虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない。</mark>
- 各行為類型の具体例としては下記のとおりである。なお、これらはあくまで例であり、また、明らかに虐待と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待であるかどうかの判断しづらい場合もある。そうした場合には、保育所等に通うこどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断すべきだが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
- なお、虐待に該当するかどうかの判断については、 $III 5 (3) \cdot (4)$ に詳細をお示ししているため、そちらを参照されたい。

行為類型	具体例
身体的虐待	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸
	しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与え
	ない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれの

¹ ③ネグレクトについて、幼保連携型認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部は、短時間の利用も生じるため、当該利用日において食事が提供されないことや、職員との触れ合いの時間がないこと等をもってただちに虐待に該当するものではない。認定こども園法においては、①②及び④に相当する行為に加えて、「園児の心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと」を虐待と定めている。(改正認定こども園法第 27 条の2第 1 項)

	ある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為
	・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見
	的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	・ 下着のままで放置する
	・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
	・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む)
	・ 性器を見せる
	・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞
	かせる、無理やり話させる)
	・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
	・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる
	・ わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など
ネグレクト	・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに
	必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する
	・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない (愛情遮断など)
	・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする
	・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
	・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
	・ 適切な食事を与えない
	・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
	・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性
	的虐待、心理的虐待を放置する
	・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
	・ その他職務上の義務を著しく怠る など
心理的虐待	・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
	・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
	・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
	・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど(例えば、日常的にからかう、「バカ」
	「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど)
	・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど (例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、
	「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に
	扱う、壊す、捨てるなど)
	・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
	・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

(2)「不適切な保育」について

- 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものである、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解するべきである。
- また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、本ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理することとする。
- この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。
- なお、各自治体の運用の中で、従前の「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと 考えられるかかわり」という概念を用いることは差し支えない。



II 保育所等における対応

1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等

(1) こどもの権利擁護について

- まず、保育所等はこどもの最善の利益を第一に考慮し、こども一人一人にとって心身ともに健やかに育っために最もふさわしい生活の場であることが求められる。
- 保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)や幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)においては、こどもの生命の保持や情緒の安定を図ることを求めており、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、虐待はあってはならず、虐待の発生を未然に防がなければならない。
- 保育所等における虐待の未然防止に当たっては、
 - ・ 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - ・ 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること が重要である。

(2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと

- 保育所保育指針解説において「子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である」と示されている² とおり、日々の保育実践の振り返りに当たっては、常に「こどもにとってどうなのか」という視点から考えていくことが何より大切である。自らのかかわりや施設の保育が「こどもの人権への配慮」や「一人一人の人格を尊重」したものとなっているかを振り返る際には、例えば、保育士会チェックリスト等を活用することが考えられる。
- チェックリスト等を活用して、言葉でうまく伝えられないこどもの気持ちを汲み取り、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうか振り返り、「望ましくない」と考えられるかかわりをしていた場合もしていなかった場合も、個々の振り返りや職員間のミーティング等における対話を通じて保育の実践をとらえなおし、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指すことが重要である。
- また、こうした振り返りに当たって、日々の保育に不安等があれば、巡回支援の場面などで、積極的に市 町村等に相談を行う等、市町村等とのコミュニケーションを密にしていくことも重要である。

² 幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、「園児が将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないよう、人権に配慮した教育及び保育を心掛け、保育教諭等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。」等としている。

- こうした日々の振り返りを行ってもなお、こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられる かかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合などには、保育所等の会議の場などで共有し、 保育所等として、虐待と疑われる事案かどうか確認されたい。
- 上記の対応に当たっては、各自治体や各保育所等において作成するチェックリストやガイドライン、保育士会チェックリスト等を活用するなど、行政担当者と保育関係者が連携し、地域の実情に合わせた対応を検討・実施いただきたい。
- こうした振り返りに当たっては、保育士・保育教諭等同士による振り返りの場や、施設での話し合いの場を定期的に持つことが求められるため、保育所等の施設長・園長など管理責任者におかれては、こうした機会の確保、組織内で相談がしやすい職場環境づくり等の対応が求められる。

(3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること

○ 職員一人ひとりが、こどもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めた上で、こどもの人権・人格を 尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間でそうした意識を共有することが重要 である。

このような意識を持つことは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則った保育の実施という意味において、保育士・保育教諭等一人ひとりの責務であると同時に、施設長・園長及びリーダー層の責任において、そうした意識を徹底することが求められる。

- このため、保育士・保育教諭等の職員に対し、こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を行うことも重要である。施設長・園長及びリーダー層は、施設内での研修を実施するなど、そうした意識を共有するための学びの機会を設ける必要がある。
- また、上記のとおり、日々の保育について、定期的に振り返りを行い、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等、保育士・保育教諭等同士で率直に話すことができる場を設けること等も、全職員がこどもの人権・人格を尊重する保育行うための意識を共有する上で、非常に重要な取組である。
- こうしたことから、施設内の研修等にとどまらず、保育内容等に関する自己評価を行うことが重要である。「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」(「「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について(通知)」(令和2年3月19日厚生労働省子ども家庭局保育課長通知))では、保育所保育指針に基づき、保育の質の確保・向上を図ることを目的に、保育士等や保育所が自ら行う「保育内容等の評価」について、その基盤となる「子どもの理解」や「職員間の対話が生まれる環境づくりの重要性」等を含め、自己評価の取組を進めていく上での基本的な考え方やポイント、留意点を示している。

また、同ガイドラインでは保育内容等の自己評価の観点(例)を別添として示すとともに、これらの観点のうち「子どもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」について考えられる評価項目の具体例を挙げて

いる。こうした具体例を参考に、自己評価の観点に「こどもの人権への配慮、一人一人の人格の尊重」を位置づけ、自己評価を行うことが重要である。

○ 加えて、第三者評価や公開保育、地域の合同研修等の活用を通じて、日々の保育について施設外部からより多様な視点を得ながら、保育士・保育教諭等の気付きを促すことも考えられる。

コラム:保育士・保育教諭の"気付き"

保育には様々なシーンが存在し、また、その中でのこどもへの接し方はこどもの個性や状況に応じて 柔軟に行われるものである。その一つ一つの行為を、何が適切で何が不適切なのか定義することはでき ず、保育士・保育教諭一人ひとりが、状況に応じた判断を行う必要がある。そうした判断力を身に付け るためには、こどもの人権についての理解を深めるのはもちろんのこと、保育士・保育教諭が、自分が 行っている保育を振り返る中で、改善点につながる課題、自身のかかわりの特徴等への気づきを得てい く必要がある。

保育所における自己評価ガイドラインハンドブックでも、「保育士等が、評価を適切に実施して、子どもや保育についての理解を深め、よりよい保育の実現に向けたアイデアを生み出す上で、様々な人たちと語り合い、多様な視点を取り入れたり、自分の思いや直感を言葉にして発信したりすることは、とても大きな意味を持」つとされ、そのための職員間での「こどもへのかかわりや配慮、保育の状況などについての対話」が推奨されている。

保育所において、職員間での「対話」が生まれる体制を整備し、保育士・保育教諭等が"気づき"を 得られる環境を作っていくことは、施設長・園長やリーダー層の重要な役割である。

2. 市町村等への相談

- (1) 虐待と疑われる事案を発見した場合
- 改正法において、虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならないこととされている。(改正児童福祉法第33条の12第1項)
- 虐待と疑われる事案を保育所等で発見した場合には、保育所等は状況を正確に把握するとともに市町村 や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、 今後の対応について協議する必要がある。
- その際に基本となるのが、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応である。そうした誠実な対応は、管理者等が日頃から行うべきことであり、こどもや保護者への適切なケアを含め、そのような対応が早期に行われないことは、改善の機会を遅らせ、こどもに対して大きな不利益を与え続けることになる。

- こうした対応を組織として行うことが重要であり、施設長・園長、副施設長、副園長、教頭、主幹保育教 諭、主任保育士、副主任保育士といった施設のなかでのリーダー層の意識と適切な対応が必要不可欠であ る。このため、保育所等においては、各市町村及び各都道府県が実施する施設長・園長や主任保育士等を対 象とした会議やキャリアアップ研修を含む研修等の機会を通じ、施設長・園長や主任保育士等の管理者等 に対してこうした意識の醸成や適切な対応についての周知徹底を図ることが重要である。
- また、保育所等が組織として適切な対応を行わない場合、虐待と疑われる事案の発見者は一人で抱え込まずに速やかに市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に相談することが重要である。

なお、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)第5条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されている³。

加えて、改正児童福祉法第33条の12第6項においても、虐待を通報した職員は、通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されており、保育士が虐待と疑われる事案を発見した場合には、速やかに自治体に通報いただきたい。

(2) 虐待と疑われる事案に該当しないが、対応が必要な場合

○ 日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものが存在する。こうした行為が認められた場合、引き続き1(より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等)の対応を進めていくとともに、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指していくことが重要である(4~続く)。

また、巡回支援の場面など、指導監査等の場面に限らず、自治体への相談をする機会を活用し、相談を行うことが重要である。

3. 市町村等の指導等を踏まえた対応

○ 当該事案が、市町村等において虐待と判断されたかどうかにかかわらず、今後のより良い保育の実施を 目指し、同様の事案が生じないための環境を整備することが重要である。

そのため、個別の事案だけに焦点を当てた改善の検討を行うのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体として改善するための方法を市町村等とともに探ることが重要である。保育所等は、虐待と疑われる事案が確認された場合、施設長・園長・法人本部等が中心となり、改善に向けた行動計画を策定し、保育所等全体で改善に取り組むことが求められる。

○ また、市町村等において虐待と判断された場合、その対象となったこどものみならず、その他の保育所等を利用するこども、虐待に関わっていない職員も含め、十分な心のケアを行う必要がある。その際には、

^{3 (}参考) 公益通報者に対する保護規定:①解雇の無効、②その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、 退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

専門人材を活用することも含め、適切な対応を検討し、併せて、虐待が行われた経緯や今後の保育所等としての対応方針等について、保育所等を利用するこどもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。その際、虐待を受けたこどもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要がある。

4. さらにより良い保育を目指す

○ 3において、市町村に虐待に該当しないと判断された場合においても、引き続き1の対応を進め、どうすればより良い保育を行うことができるのか保育所等として検討を行うとともに、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指していくことが重要である。

(補足) 幼稚園等における対応について

幼稚園等についても、 $1\sim4$ に記載されている事項を踏まえて適切に対応する必要があるが、「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における不適切な保育に関する対応について」(令和4年12月8日事務連絡)においても以下の点を示しているため、虐待に関する対応にあたって参考にされたい。

- ・ 全ての幼児が個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、幼児一人一人の特性に 応じた保育を行う必要があること。
- ・ 不適切な保育は、幼児の心身に深刻な影響を与え、教員及び幼稚園等への信頼を失墜させる行為であること。
- ・ 不適切な保育により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ子供に力による解決への志向を助長させ、暴力行為などの連鎖を生む恐れがあること。もとより教員は指導に当たり、子供一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要であること。

Ⅲ 都道府県・市長村等の所管行政庁における対応

1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等

- 市町村においては、"こどもの最善の利益"を考慮した保育の実現に向けて、保育所等と緊密に連携する立場として、助言・指導を行うことが期待される。また、都道府県の教育委員会や私立学校担当部局、市町村の教育委員会においても、域内の幼稚園を所管・所轄する立場から、幼稚園等と緊密に連携し、必要に応じて指導・助言を行うことが期待される。
- このため、巡回支援などを積極的に実施し、より良い保育の認識を保育現場と確認・共有し、各施設の振り返りを支援することや、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に対して、助言等を行う幼児教育アドバイザーとの連携を図るなど、地域の実情に応じて、保育所等とのコミュニケーションを密にして、積極的に日々の保育実践の支援に取り組んでいくことが重要である。
- さらに、施設長・園長やリーダー層に対しては、職場環境も虐待等が発生する要因となり得ることについても十分に理解を求めるとともに、保育所等としてどのように虐待等の未然防止に取り組んでいくかを検討するきっかけを提供することが望まれる。例えば、中堅層に対するキャリアアップ研修による人権意識の醸成とともに、新任研修や施設長・園長等向けの研修などキャリアステージに応じた働きかけも有効と考えられる。

また、保育現場で実際に保育に従事する保育士・保育教諭等に対して、こどもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等についての研修等を行う中で、グループワーク形式で"日々の保育を通したこどもへのかかわりについて気づいたこと、感じたこと"等を話し合う場を設けるなど、保育士・保育教諭等同士の話合いの中で"気づき"を促す工夫を行っている自治体も見られる。また、都道府県・市町村等主催の研修という形とは別に、保育現場で定期的にそのような話合いの場を持つよう推奨している自治体も見られるところである。こうした各自治体における取組の好事例については、手引きにおいて事例集として示しているため、参照されたい。

2. 虐待対応の全体像と体制整備について

(1) 虐待対応の全体像

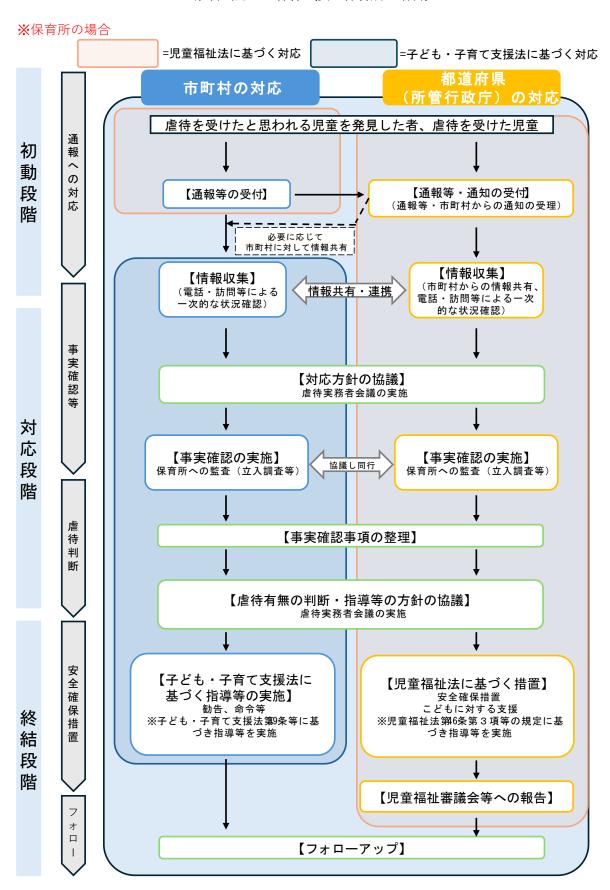
- 改正法において、虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならないこととされている。(改正児童福祉法第33条の12第1項)
- 通報を受けた都道府県又は市町村は、通報に係るこどもが虐待を受けたと認める場合において、虐待の 防止又はこどもの保護のため必要があると認めるときは、「所管行政庁」に対し、速やかにその旨を通知す る必要がある(通報を受けた自治体自らが所管行政庁である場合はこの限りでない。)。(改正児童福祉法 第33条の14第1項)

なお、この「所管行政庁」とは、各施設や事業について、児童福祉法等に基づく指導監督権限等を有する 行政機関を指し、具体的には以下のとおりである。

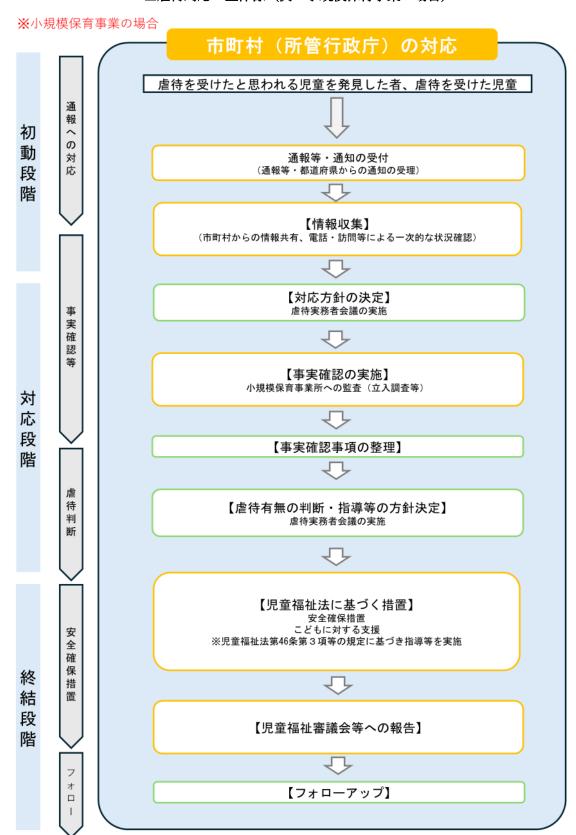
施設・事業		所管行政庁	
保育	所		
幼保連携型認定こと	ごも園 (※1・2)		
一時預かり事業 病児保育事業		都道府県知事(※3)	
]	
認可外傷	保育施設		
地域型係	R育事業		
(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型 保育事業、事業所内保育事業) 乳児等通園支援事業		市町村長	
		마삐컨Ծ	
		1	
幼稚園等(※2・4)	公立	都道府県の教育委員会	
<i>刘</i> 惟图寸(然 2 · 4)	私立	都道府県知事	

- (※1)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として虐待に係る対応を行う。
- (※2) 国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園及び幼稚園等については国立大学法人の長、国立大学法人以外が設置する国立の幼保連携型認定こども園についてはこども家庭庁長官及び文部科学大臣、国立大学法人以外が設置する国立の幼稚園等については文部科学大臣が所管行政庁となる。
- (※3) 指定都市・中核市・児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が指導監督を行う施設・事業 所については、指定都市等が所管行政庁となる。
- (※4) 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項又は第13条第1項の特例により学校設置会社又は学校設置非営利法人が設置する幼稚園等については、これらの規定に基づき認定を受けた地方公共団体の長が所管行政庁となる。
- 通報や他の自治体からの通知を受けた所管行政庁は、虐待の防止又はこどもの保護のため必要があると 認めるときは、速やかに、事実確認を行う必要がある。(改正児童福祉法第 33 条の 14 第 2 項) また、事実確認の結果、虐待の防止やこどもの保護のため必要があると認めるときは、保育所等に対する 指導・助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずる必要がある。(改正児童 福祉法第 33 条の 14 第 3 項)
- 所管行政庁は、事実確認や保育所等に対する指導等の措置を講じたときは、速やかに、講じた措置の内容や、こどもの状況等を<mark>児童福祉審議会等に報告する必要がある。(改正児童福祉法第33条の15第1項)</mark>

■虐待対応の全体像(例:保育所の場合)

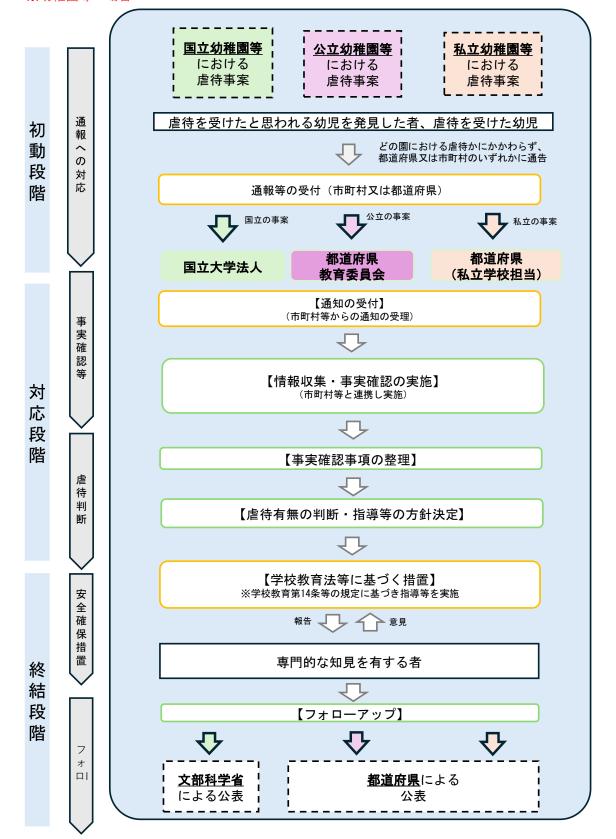


■虐待対応の全体像(例:小規模保育事業の場合)



■虐待対応の全体像(例:幼稚園の場合)

※幼稚園等の場合



コラム:教員性暴力等防止法との関係

教員性暴力等防止法においては、幼稚園等や幼保連携型認定こども園を含む学校における児童生徒性暴力等を禁止するとともに、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校の設置者等へ通報 その他の適切な措置をとること、通報があった場合、学校と学校の設置者等が連携しながら事実確認の ための措置を実施すること、被害児童生徒等の保護や保護者への支援を行うこと等が規定されている。

このため、幼稚園等や幼保連携型認定こども園において児童生徒性暴力等や性的虐待が発生した場合には、教員性暴力等防止法に基づく対応と本ガイドラインに基づく対応のいずれも実施する必要がある。

ただし、必ずしもそれぞれ個別に通報や事実確認を行う必要はない。例えば発見者の通報に関して、 教員性暴力等防止法では学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとることとされてい るが、通報者は、本ガイドラインに基づき都道府県又は市町村に通報を行うことにより、教員性暴力等 防止法に規定する適切な措置をとったものと考えることができる。同様に、例えば以下【参考】のよう に学校と学校の設置者、所管行政庁が密接に連携を図ることで、両制度において必要な事実確認等の措 置を講ずることが可能と考えられるところであり、各都道府県等においては、学校や設置者との適切な 役割分担や連携体制をあらかじめ定め、具体的な虐待への対応を行うことが望ましい。

また、教員性暴力等防止法に基づき、発見者から学校又は学校の設置者に対し通報があった際には、 学校及び学校の設置者は速やかに状況を把握するとともに、所管行政庁に通知する必要がある。

なお、教員性暴力等防止法における対応については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文部科学大臣決定)|も参考にされたい。

【参考】本ガイドラインに基づく虐待対応の全体像(例:市町村立幼稚園の場合)

- ①性的虐待を受けたと思われる幼児を発見した者が、都道府県又は市町村に通報。
- ①通報を受けた都道府県又は市町村は、所管行政庁である都道府県の教育委員会に通知。
- ②都道府県の教育委員会は、事案の発生した園の設置者である市町村の教育委員会に通報があった旨を 伝達し、市町村の教育委員会や園と連携して事実確認のために必要な措置を講ずる。(※)
- ③都道府県の教育委員会は、事実確認の結果を踏まえ、市町村の教育委員会に対して必要な指導・助言等、園児の保護及び支援のための措置を講ずる。
- ④都道府県の教育委員会は、あらかじめ指定しておいた専門家に対して、上記で講じた措置等について 報告し、意見を聴取する。

(※) 具体的には、都道府県において事前に整理しておいた確認項目等に基づき、まずは市町村の教育委員会と園が連携して調査を行い、その調査結果を踏まえ、必要に応じて、都道府県の教育委員会においても調査を行うことなどが考えられる。その際、園や園の設置者は、犯罪の疑いがあれば所轄警察署に速やかに通報・連携が求められる。

(2)体制整備

①相談窓口の設置・周知

- 所管行政庁は、保育所等の職員等や保護者等が、保育所等において行われる保育に対して違和感を覚えた場合や虐待を受けたと思われるこども発見した場合に相談・通報する先として、対応窓口を設けることが必要である。
- なお、保育所等における虐待と幼稚園等における虐待はそれぞれ別の法律で規定がなされており、また、同じ自治体の中で所管行政庁が異なる場合も想定されるが、それぞれ個別に窓口を設置する必要はなく、例えば「虐待が疑われる事案に関する相談窓口」といった名称をつけて窓口を一元化した上で、わかりやすく掲示・周知するなど、広く一般に認知されるよう工夫を行うことなども考えられる。
- また、改正児童福祉法において、虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、都道府県又は市町村のいずれかに通知すればよいこととしている。これは、通報の対象となる施設・事業の所管行政庁は施設・事業ごとに様々であり、虐待を発見した者にとって、その施設・事業がいずれの所管に属するかは、直ちには明らかではないためである。

従って、各自治体においては、通報があった場合はまずその内容を受け止めていただき、所管行政庁が 異なる場合には、通報の内容を適切に所管行政庁に引き継ぐことが必要となる。

○ 加えて、改正児童福祉法においては、<mark>こども本人から虐待を受けた旨の届出があった場合も、都道府県</mark> 又は市町村はそれを受け付ける必要がある。(改正児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項)

たとえば、自治体の担当職員が保育所等への巡回を行った際に、こども本人が訴えるケースも想定されるため、その際は、適切に状況を把握するとともに、3以降に記載の対応を行っていただきたい。

- 適切に通報がなされるためには、II 2 (1) に記載のとおり、保育所等が日頃から「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応行うことが重要であり、各市町村及び各都道府県においては、施設長・園長や主任保育士等を対象とした会議やキャリアアップ研修を含む研修等の機会を通じ、施設長・園長や主任保育士等の管理者等に対してこうした意識の醸成や適切な対応についての周知徹底を図っていただきたい。
- なお、以下の2(2)②に記載のとおり、都道府県と市町村との連携は重要であり、例えば、各所管行政庁において相談窓口を設置することを前提として、都道府県と市町村とが協議の上、各施設・事業類型について、主たる相談先を設定することは差し支えないが、その際も、最終的には所管行政庁が必要な措置を講じる主体となるため、通報があった事案への対応に漏れがないよう、適切に連携体制を整えておく必要がある。

②都道府県と市町村の連携体制の整備

○ 上記のとおり、保育所や認定こども園については、児童福祉法や認定こども園法に基づき、都道府県が 所管行政庁として必要な措置を講ずる必要があるが、一方で、これらの施設は、市町村も子ども・子育て支 援法(平成24年法律第65号)に基づく指導監督権限を有している。

- また、幼稚園等については、都道府県や都道府県の教育委員会が所管行政庁となっており、必要な 措置を講ずる必要があるが、市町村や市町村の教育委員会も子ども・子育て支援法に基づく指導監 督権限や、公立幼稚園の設置者としての管理権限を有している。
 - ※ 一時預かり事業や病児保育事業についても同様、都道府県が所管行政庁となっているが、これらの事業は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に含まれており、市町村も事業の実施主体として、内部監督権限を有している。
- このため、各都道府県においては、具体的な虐待対応における役割分担や連携体制の詳細について記載した4(2)以降も参照いただき、市町村との適切な役割分担や連携体制をあらかじめ定め、具体的な対応のシミュレーションを行った上で、事実確認等の対応を行うことが望ましい。

③児童福祉審議会等の体制整備

○ 所管行政庁は、保育所等において発生した虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、<mark>都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会等へ報告</mark>しなければならない。(改正児童福祉法第33条の15第1項)

なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、<mark>市町村児童福祉審議会の委員に相当する</mark> 者(児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断 をすることができるもの)をあらかじめ指定し、当該者に対して、<mark>講じた措置の内容等を報告する。</mark>

- 児童福祉審議会の体制(児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するのか等)については、各所管行政庁において判断いただくこととなるが、所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。
- その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要である。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家(学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等)も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要である。
- また、幼稚園等における虐待に関して、所管行政庁は、虐待に関する事実確認や指導等の措置を講じた場合には、教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者(以下「専門的な知識を有する者」という。)をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告しなければならない。専門的な知識を有する者は各所管行政庁において判断いただくこととなるが、例えば、医療や心理などそれぞれの専門ごとに学校医やスクールカウンセラーなどの専門家を指定し、事案の性質に応じて適切な者に相談できるようにしておくなど、適切な体制を整えていただくことが重要である。なお、専門的な知識

を有する者は必ずしも個人に限定するものではなく、各自治体における既存の会議体等を指定することも 差し支えない。

※ 児童福祉審議会等への報告等については、5(8)を参照

3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合

(1)通報受理時に確認する事項等

①通報を受理する際に留意すべき点について

- 虐待の通報者は、通報をすることによって責任を問われるのではないか、恨まれることがあるのではないか等の不安をもっている可能性もある。通報の受理機関においては、通報者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要である。
- このため、通報を受理した場合は、まず通報者から虐待を発見した状況等について詳細に説明を受け、 虐待に該当するかどうかなどの判断材料となるよう情報を整理する。
- また、虐待に関する一般的な相談を装った電話がある場合もある。施設職員の場合、他の職員等との関係から、虐待の疑いを持っていても通報をためらっていることも考えられる。

このような場合、通報者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、こどもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、こどもの安全が確保されるように留意する。

○ いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の 対応を念頭において相談を進める心構えが必要である。また、通報者が匿名を希望する場合もあるが、匿 名による通報、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要がある。この場合、匿名でも よいことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないよう配慮する。

②通報受理の際に確認する事項

- 虐待に関する通報を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況やこどもの状況、通報者の情報 等可能な限り詳細な情報を記録する。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要である。
- なお、相談受付票の例については、「<mark>虐待通報等受理票」(IV参考資料)</mark>を参照されたい。以下は、通報者からの相談・通報を受理する際に最低限確認すべき情報の例である。特に、こどもの生命や身体等に危険がないか等のこどもの状況や虐待の内容については、可能な限り詳細に把握する。
 - ・虐待を受けていると思われるこどもの在籍する園の情報(施設名等)
 - ・虐待を受けていると思われるこどもの性別、年齢
 - ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、保育所等の対応)

- ・虐待を受けていると思われるこどもの心身の状況
- ・虐待者とこどもの関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通報者の情報(氏名、連絡先、虐待者やこどもとの関係等)

※匿名を希望する場合等については、適切に配慮すること。

- また、通報を受理した後には、通報が寄せられた保育所等に関する情報として、以下の内容を収集し、そ の後の対応に活用する。
 - ・過去の指導監査の結果
 - ・当該保育所等に関して寄せられた苦情や相談等
 - ・当該保育所等からの虐待・事故報告やそれに対する指導内容
 - ・その他、必要事項

③守秘義務との関係について

- 前述のとおり、虐待を受けたと思われるこどもを発見した者については、通報義務が課せられているが、 一方で、都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられている。
 - ※ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 34 条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第 60 条で罰則がかかる。
- 虐待については、児童福祉法において通報義務が規定されていることから、地方公務員が通報を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解される。これに加え、改正児福法においては、虐待を発見した者が自治体に通報することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記している(児童福祉法第33条の12第5項)。

なお、児童福祉法第 33 条の 13 においては、「一般通告若しくは前条第四項の規定による届出(以下この節において「被措置児童等届出」という。)に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。

これは、虐待を行っている職員に対して通報をしたことが漏れることにより、同じ施設の職員が、通報を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものである。

(2)個人情報保護との関係

- 「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによ り特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいう。(個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項)
- 虐待の通報は、こうした個人情報を含むことが通常であるが、調査の迅速性・密行性が求められる中で、 個人情報の取扱いに留意しつつ、保育所等や関係機関等と情報の取得や共有を図る必要がある。

①自治体の個人情報の取扱い

- 所管行政庁において、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、所管行政庁内の他の部署間や他の自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があるが、これについて、令和5年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになった。(個人情報保護法第2条第11項)
- 具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するに当たっては、個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要がある。

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項 第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌 事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければな らない。

- 児童福祉法等に基づく事実確認や対応の事務は、児童福祉法第46条等に基づく権限行使によるものだけでなく、任意(運営指導を含む)の事実確認や協議によるものも含め「法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務」⁴に該当するため、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができる。
- また、自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令5に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められる(個人情報保護法第69条第1項)。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能である。

_

⁴ 各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文 に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は 業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます。 (個人情報保護委員会事務局,個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け),p.65-66)

⁵ 個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」とは、第 61 条 1 項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。(個人情報保護委員会事務局,個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け), p.101-102)

○ 虐待の事実確認のための調査権限としては、例えば保育所であれば、都道府県は児童福祉法に基づく権限、市町村は子ども・子育て支援法に基づく権限を有し、都道府県と市町村とが連携しながら必要な事実確認を実施することとなるが、こうした場合においては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を特定した上で、特定された当該利用目的の範囲内において、行政機関間でこどもや虐待者等の個人情報を提供することが可能である。

(利用及び提供の制限)

- 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報 を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報 の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に 限るものとする

②民間事業者(私立保育所等)の個人情報の取扱い

- 所管行政庁が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、民間事業者(個人情報取扱事業者)や地域住民からの通報や情報提供が不可欠であるが、個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、所管行政庁が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための保育所等の情報集収について困難が生じ、所管行政庁の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じる。
- 虐待のおそれのあるこどもに関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定があるため、それを保障することが必要であるが、こどもの権利と生命、身体の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に収集・共有することの優先順位が高い。この趣旨により、改正児童

福祉法においては、国民に通報義務を課したところであり、保育所等は、法の規定に基づく行政機関の事 実確認に適切に対応する必要がある。

○ 行政機関が立入検査等によって虐待の事実確認及び指導を行う場合においては、法令(条例を含む。)の 定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を特定した上で、特定された 当該利用目的の範囲内において、保育所等が当該行政機関に対し、こどもや虐待者等の当該個人情報を提 供することが可能である。

個人情報取扱事業者から提供する場合

(第三者提供の制限)

- 第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
 - 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
 - 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

$2 \sim 4$ (略)

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、 第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一 部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用

目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 (略)

(3) 通報による不利益取扱いの禁止について

- 児童福祉法第33条の12第6項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」が規定されている⁶。この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものである。
- また、虐待を適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた法の趣旨に沿うものではない。
- 所管行政庁においては、保育所等の職員に対して、通報を理由とする不利益な取扱いを受けないことを 周知するとともに、保育所等に対しても啓発に努めることが必要である。

4. 事実確認の準備と実施

(1) 通報内容の情報共有の実施

○ 都道府県及び市町村は、寄せられた通報の内容について受付記録にまとめ、自らが所管行政庁である場合には、部署内で情報共有を行い、当該保育所等に関する必要な情報及びその収集方法について整理し、自らが所管行政庁でない場合は、所管行政庁に通報内容を通知する。

(2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について(例:保育所の場合)

○ 保育所における虐待については、発見者が市町村に対して通報した場合は、市町村は所管行政庁である 都道府県にその旨を通知し、都道府県が事実確認の措置を講ずることとなる。

一方で、保育所については、子ども・子育て支援法に基づき市町村も指導監督権限を有しており、事案によっては、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村が、初動対応として保育所に事実を確認することが有効な場合もある。

6 この規定が適用される通報については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要である(児童福祉法第 33 条の 12 第 4 項括弧書き)。虚偽の通報をした場合には、そもそも同法第 33 条の 12 第 1 項に規定する「虐待を受けたと思われる児童」について通報したことにはならない。通報が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする第 33 条の 12 第 6 項は適用する理由がないことになる。また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解される。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはならない。

○ このため、2(2)②に記載のとおり、各都道府県においては、市町村との適切な役割分担や連携体制をあらかじめ定め、具体的な対応のシミュレーションを行った上で、事実確認等の対応を行うことが望ましいが、例えば、事実確認に当たっては、以下のような市町村との役割分担・連携が考えられる。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、 双方の担当部署へ一報する。	あらかじめ通報があった場合の 双方の担当部署への連絡ルート を確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。この際、事前に状況確認の方針について、都道府県及び市町村間で、ある程度すりあわせを行っておくことも考えられる。	あらかじめ通報内容に応じた対 応方法を都道府県と市町村の間 で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署と で会議(虐待対応実務者会議)を 行うなど、密にコミュニケーショ ンを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行 し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合 の対応方法を都道府県と市町村 の間で協議する。

- なお、都道府県と市町村との役割分担・連携については、必ずしも上記の例に縛られるものではないが、 各都道府県においては、適切かつ迅速な対応が行われるよう、市町村と協議の上、あらかじめ連携体制を 整備することが重要である。
- また、上記は保育所を例にしたものであるが、認定こども園や幼稚園等⁷、一時預かり事業、病児保育事業についても、保育所と同様に、都道府県・市町村がいずれも指導監督権限を有しているため、これらの施設・事業についても、上記を参考に連携体制を整備いただきたい。

⁷ 幼稚園等については保育所等と異なり、都道府県が立入調査を行う権限を有していないことに留意が必要である。このため当該幼稚園を所管又は所轄する立場から、設置者としての管理権限や、学校教育法第 14 条に基づく変更命令、行政手続法第 2 条第 6 号に基づく行政指導の範囲において、事実確認を行うものとする。

(3)乳児等通園支援事業を行う保育所や一時預かり事業を行う公立幼稚園等において虐待が 発生した場合

- 保育所は都道府県が、乳児等通園支援事業は市町村が所管行政庁であり、また、一時預かり事業は都道府県が、公立幼稚園は都道府県の教育委員会が所管行政庁であるなど、事業を行う施設において虐待が発生し、その所管行政庁が異なる場合、いずれの所管行政庁が必要な措置を講ずるべきかが問題となる。
- 最終的な事実確認等の措置を行う主体については、虐待を受けた児童がいずれの支援の利用者であった かによって判断するが、事案への対応に漏れがないよう、双方の所管行政庁がともに連携して事実確認等 を行うものとする。
- また、仮に乳児等通園支援事業の利用児童や一時預かり事業の利用児童が虐待を受けたと判明した場合であっても、保育所や公立幼稚園等の全体としての運営に改善すべき点があると考えられるため、双方の所管行政庁は継続して連携しながら事案への対応を行うことが基本である。

(4) 初動対応の決定

- 所管行政庁は、通報内容や他の自治体からの通知を踏まえ、まず、担当部局等において迅速に対応方針を協議し(関係機関との協議を含む。)、方針を定めることが必要である。その際、事案の重大性によって、初動対応や緊急性を速やかに判断することが大変重要である。
- 相談・通報を受けた際は、直ちに緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断する必要がある®。これらは相談等の受付者個人ではなく、担当部局管理職や事案を担当することとなる者などによって組織的に行うことが重要である。
- 初動対応において、こどもや職員等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼等に関する今後の対応方針、行政職員の役割分担等を決定する。また、事実確認の日時の決定と事実確認の結果を受けて会議の開催日時まで決定しておくことで、緊急性の判断や対応をスムーズに進めることが可能である。

①初動対応のための緊急性の判断について

○ 通報の受付後、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職等に相談し、担当部局として判断を行う。緊急性の判断の際には、こどもの安全確保が最優先であることに留意が必要である。情報が不足すること等から緊急性の程度を判断できない場合には、こどもの安全が確認できるまで、さらに調査を進めることが重要である。

⁸ 相談等の受付者が委託を受けた職員である場合などには、各自治体において通報内容の詳細を確認することが必要。

②緊急性の判断後の対応

- 緊急性が高いと判断したときには、
 - ・ 保育所等に通うこどもの生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、虐待を受けたとされるこどもの安全を目視により確認することを原則とする。また、必要に応じて警察への通報を検討する。
- 緊急性は低いと判断したときには、
 - ・ 緊急性が低いと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定し、遅滞なく計画的に事実関係の確認と指導・助言を行う。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担する。
- また、上記いずれの場合においても、
 - ・ 決定内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受けて保存しつつ、
 - ・ 複数対応を原則とし、性的虐待が疑われる場合は、対応する職員の性別にも配慮することが重要である⁹。

(5) 事実確認の実施

○ 所管行政庁は、関係機関との協議等を踏まえ、通報のあった保育所等に対する事実確認を行う。

①事実確認を実施するに当たっての留意点

○ 保育士・保育教諭等による行為が虐待に該当するかを判断するためには、まず行為の内容や行為が行われた状況等の事実を丁寧に確認することが重要である。このため、保育所等や自治体においては、必要に応じて相談者や保育所等の関係者から丁寧に状況等を聞き取る、録音を確認する、施設内のカメラ映像を確認するなど、事実関係を正確に把握することが重要である¹⁰。

なお、事実確認の際には、5(3)においてお示しする指標や補論の観点から必要な情報を収集すること に留意が必要であると考えられる。

⁹ なお、性的虐待への対応に関しては、「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針」についても参照すること。

¹⁰ たとえば、児童福祉法第46条第1項においては、「都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」とされており、カメラの映像等について、当該規定に基づき自治体が強制的に確認することも可能である。

○ 調査に関しては、例えば以下の項目を実施し、情報を把握する。

調査手法の例	把握が必要な情報の例
・職員等への聞き取り	・こどもの状況(被害の訴えの内容、外傷の有無、
・保育所等における日誌等の閲覧	心理状態等)
・保育室等の生活環境の確認	・こどもに対する保育所等の対応(医師の診断等
・録音・カメラ映像の確認	を受けている場合には治療の状況、当該こども
・虐待を受けたと思われるこどもや他のこどもへ	へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況)
の聞き取り	・虐待が疑われる事案に対する保育所等としての
・保護者への聞き取り	判断(被害の訴えの内容に対する認識、意見)
	・こどもの保護者等に対する保育所等の対応
	・保育所等から関係機関への連絡の状況(都道府
	県や市町村、事案によっては警察)
	・他のこどもの虐待被害の有無
	・他のこどもへの影響

- 事実関係等の聞き取りを行うにあたり、虐待が保育所等における保育の一連の流れの中で生じるものであるという特性を踏まえ、事情を的確に把握するために、当該保育所等にとって第三者の関係にある保育経験者(施設長・園長経験者など)等が立ち合うことも考えられる。
- なお、聞き取り調査を行う際には、全ての職員に実施するなど、通報者が特定できないように十分配慮 した方法で実施する必要がある。また、こどもからの聞き取りでは、二次被害(調査に際しての配慮に欠 けた対応によって傷つくこと)が生じないよう、こどもの状況や心情に配慮した対応が必要である。
- 聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要である。場合によっては、虐待を行ったと思われる職員が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、虐待を受けたと思われるこどもが、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられるが、改めて聞き取りを行う、他のこどもや職員、保護者からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要である。また、虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通報者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理する。

②立入調査

- 上記のとおり、緊急性が高いと判断された場合や、電話等での聞き取り調査等の結果、虐待が疑われる場合には、保育所等に対する立入調査を行い、事実確認を行う。
- その際、例えば保育所における事案であれば、市町村についても子ども・子育て支援法に基づく調査権限を有していることから、所管行政庁である都道府県は、当該保育所の所在する市町村と連携しながら立入調査を行うことが考えられる。

- なお、児童福祉法第46条第2項において準用する同法第18条の16第3項や、認定こども園法第19条第3項、子ども・子育て支援法第38条第1項において準用する同法第14条第3項等において、報告徴収等の権限については、「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」旨規定されているが、これは、行政上の行為のみについてその権限を付与するものであって、犯罪捜査とは無関係であることを明確にするために設けられている規定であり、法の適正な運用を確保するために必要であれば、当然に権限の行使は認められるものである。
- こうした制度の趣旨を十分に理解の上、迅速な初動対応を行うとともに、必要があると認められる場合 には、特別指導監査を実施する等、躊躇することなく対応することが重要である。

■立入調査の権限規定

	施設	立入調査権限を有する 行政機関	根拠規定
	保育所	都道府県	第 46 条第 1 項
	認可外保育施設	都道府県	第 59 条第 1 項
児童福祉法	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業 所内保育事業、乳児等通園支援 事業	市町村	第 34 条の 17 第 1 項
	一時預かり事業	都道府県	第34条の14第1項
	病児保育事業	都道府県	第34条の18の2第1項
認定こども園法	幼保連携型認定こども園	都道府県	第 19 条第 1 項

- ※ 幼稚園等については、保育所等と異なり、都道府県が立入調査を行う権限はなく、よって当該幼稚園を 所管・所轄する立場から、設置者としての管理権限や、学校教育法第14条に基づく変更命令、行政手続法 第2条第6号に基づく行政指導の範囲において、事実確認を行うものとする。
- ※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方 裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施する。その上で、認定権者である都道府県の判断により、 必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を調査する。

5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定

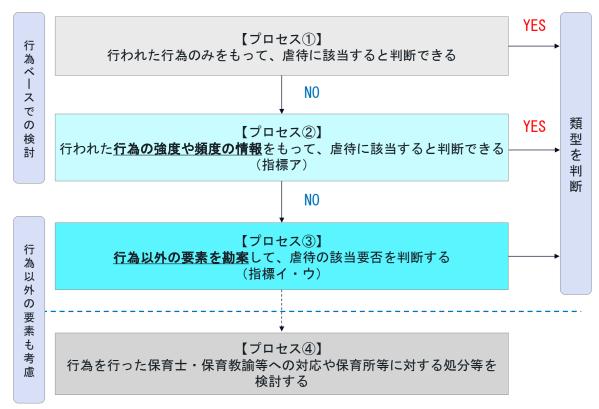
○ 保育所等においては、日々の生活の中で、保育士・保育教諭等によりこどもに対して様々なかかわりがなされている。その中で保育士・保育教諭等による行為が、虐待に該当するのかどうかについては、まずはその行為だけをもって判断することが一つの基準となると考えられる。たとえば、こどもを「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」「こどもへの性交」といった行為などは、行為に至った経緯を問わず、明らかに虐待と判断される行為である。一方で、心理的虐待やネグレクトが疑われる行

為については、虐待の判断が難しいものもあることが調査研究によって確認できた。まずは、ガイドラインにおいて示されている具体例を参考にしながら、行われた行為が虐待に該当するのかどうかを検討することが重要であると考えられる。

その上で、行為だけをもって判断できないものについては、第2(1)に記載する観点からその行為を分析し、虐待に該当するのかどうか等について検討することが考えられる。

(1) 虐待の具体的な判断過程

- 下図は、虐待に該当するかどうかを判断する際のプロセスを示したものである。虐待に該当する事案等 が発生した場合には、
 - ・まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討する。【プロセス①】
 - ・行為のみをもって判断できない場合には、その行為の強度や頻度を勘案し、虐待と判断できるかどうか を検討する。【プロセス②】
 - ・行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素も勘案して、虐待の該当要否 を判断する。【プロセス③】(具体的には(2)を参照)
 - ・その後、行為を行った保育士・保育教諭等への対応や保育所等に対する処分等を検討する。 【プロセス ④】
- また、行為を行った保育士・保育教諭等が置かれた職場環境等については、一義的には虐待の判断に影響するものではないが、虐待の該当要否が判断されたのち、行為を行った保育士・保育教諭等や保育所等への指導や処分等を検討する際には、その保育士・保育教諭等のみの責めに帰すべき状況であったかどうかという観点も勘案する必要がある。



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

■行われた行為のみをもって、基本的には虐待に該当すると判断できる行為の例(再掲)

行為類型	具体例
身体的虐	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸
待	しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与え
	ない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれの
	ある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為
	・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見
	的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待 ・ 下着のままで放置する	
	・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
	・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む)
	・ 性器を見せる
	・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞
	かせる、無理やり話させる)
	・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
	・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる

わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など ネグレク ・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必 ト 要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など) おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする 泣き続けるこどもを長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的 虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠る など 心理的虐 ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 待 ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど(例えば、日常的にからかう、「バカ」 「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど) ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど (例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、 「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に 扱う、壊す、捨てるなど) ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※ 事業者や業界団体において、従事者から児童への性暴力防止策等の検討を行うに当たって、業界横断的 に有用と考えられる内容を取りまとめた「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止 等の取組を横断的に促進するための指針(令和7年4月こども家庭庁)」においては、従事者から児童に対 する性暴力等の例を掲載しており、性的虐待に該当するかどうかを検討する際には、当該指針についても 参考にされたい。

(2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について(例:保育所の場合)

- 保育所における虐待については、都道府県が所管行政庁であることから、都道府県が最終的に虐待の判断を行うこととなる。一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有していることから、事実確認等を踏まえ、都道府県と市町村とが必要な協議を行い、認識をすり合わせた上で虐待の判断を行うことも重要である。
- 例えば、虐待の判断やその後の指導等に当たっては、以下のような市町村との役割分担・連携が考えられる。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント			
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有 する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏ま え、虐待の判断プロセス等につい て、認識のすり合わせを行う。			
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と 併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議(虐待対応実務者会議)を行うなど、密にコミュニケーションを取る。 市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。			
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行い つつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行 う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。			

(3) 虐待と判断される行為の指標

- 虐待の判断については、上記のとおり、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として、
 - ア 行為の強度・頻度
 - イ 保育士・保育教諭等の意図
 - ウ こどもの状況・こどもへの影響

を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。なお、下記の具体例では、個々の行為に着目し、どのような要素を勘案して虐待の該当要否を判断すべきかを記載しているが、実際の事案は様々な行為や考慮すべき要素が複合することが多い。ここで示す内容については、常に総合的に勘案されるべきものである点に留意の上、保育所等において振り返りを行う際や、自治体において把握した事案を判断する際の指標とすることが考えられる。

- ※ なお、上記の通り、まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものである ため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部など については、以下の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。
- また、虐待が疑われる行為があった際、指標をそれぞれどのように考慮すべきかについて、虐待の類型 (身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待)ごとに、下記のとおり考え方を示す。

①「ア 行為の強度・頻度」

○ 上記のとおり、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」という行為は、その 強度や頻度に関わらず、虐待に該当するものであるが、行為そのものだけでは明らかに虐待であると判断 できないものであっても、その強度や頻度によっては、虐待に該当する可能性がある。 ○ また、行為の強度としては低いと判断され、その行為自体が虐待とまでは言えないものであったとして も、それが特定のこどもに対して繰り返し行われているような場合には、虐待に該当する可能性がある。

	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。
白丹的崇往后来原伊汉尔为	・たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐
身体的虐待になり得る行為	待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張りこどもの
	身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある。
	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。
性的虐待になり得る行為	・たとえば、こどもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるもの
住別信付になり行る17 為	ではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う
	場合には、虐待に該当する可能性がある。
	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。
	・たとえば、保育士・保育教諭等は複数のこどもを相手にしていると
	ころ、こどもの問いかけに答えないという行為は、それ自体では直
ネグレクトになり得る行為	ちに虐待と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに
	継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な
	情緒的欲求に応えていない」状態であると判断され、虐待に該当す
	る可能性がある。
	・行為の強度・頻度を十分に考慮する。
心理的虐待になり得る行為	・たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待には該当し
(小田が町)付けたなり、1年の11分	ないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱る
	ような場合は、虐待に該当する可能性がある。

(補論) 「叩く」という行為について

叩くという行為は、すでにガイドラインで示しているとおり、身体的虐待に該当する行為であり、いかなる場合であっても認められない行為である。なお、ここでいう「叩く」とは、こどもをただ痛めつけるものだけでなく、痛みを与えてこどもの行動をコントロールする目的でこどもの身体を打つことも含むが、一方で、たとえばコミュニケーションの一環で頭にポンポンと手をのせることは、虐待には該当しない可能性が高いため、上記【プロセス①】においてその判断が下され、虐待に該当しない場合には【プロセス②】の検討に進むものである。自治体に対する通報等があった際には、その行為が「叩く」と評価されるべき行為であったのかどうか、丁寧に事実関係を整理することが重要である。

②「イ 保育士・保育教諭等の意図」

○ 身体的虐待が疑われる行為の多くや性的虐待が疑われる行為は、基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しないが、特にネグレクトや心理的虐待が疑われる行為については、保育士・保育教諭等がどのような意図でその行為を行ったのかという観点で、行われた行為を分析することも重要である。

	・基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しない。					
 身体的虐待になり得る行為	・ただし、たとえば、こどもに危険が差し迫り安全を確保するために					
	やむをえず行った行為が心身を傷つけてしまったとしても、その行					
	為は直ちに身体的虐待に該当するものではない。					

	・基本的には保育士・保育教諭等の意図は考慮しない。
	・ただし、たとえば、愛着に課題があるこどもから身体接触を伴う行
性的虐待になり得る行為	為を繰り返し求められ、それに応えるために繰り返しスキンシップ
	を行ったとしても、その行為は直ちに虐待に該当するものではな
	γ ₂ °
	・保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。
	・たとえば、「こどもを1人にする」という行為は、外形的にはこど
	もを「放置している」ものと評価される可能性があるが、こども自
ネグレクトになり得る行為	身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中
	で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこども
	を見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えな
	١٠٥/ ١٠٥/ ١٠٥/ ١٠٥/ ١٠٥/ ١٠٥/ ١٠٥/ ١٠٥/
	・保育士・保育教諭等の意図を十分に考慮する。
	・たとえば、悪いことをしたこどもに対して、その行動がなぜ悪かっ
	たのかを考えさせるような働きかけの一環として、いわゆる「叱る」
	行為自体は否定されるものではなく、一人ひとりのこどもの気持ち
	を受け止めながらも、こどもが自分の行動を振り返り、きまりを守
	る必要性を理解するきっかけとして教え諭すことも、他の方法も考
心理的虐待になり得る行為	慮した上で必要とされる場合がある。
	・また、こどもの安全にかかわるような場面(園外活動でこどもが道
	路に飛び出しそうになる等)では、咄嗟に大声で注意することも考
	えられ、それは直ちに虐待に該当するものではない。一方で、そう
	した緊急的な場面でないにも関わらず、怒鳴るなど、言葉や態度に
	よる脅かし等によって威圧的に叱ることは心理的虐待に該当し得
	るものである。

(補足) 保育士・保育教諭等の意図の妥当性について

こどもの養護や教育といった援助の視点をもち、他の方法や自らの行為がこどもに与える影響も考慮したうえで行った行為であるか、あるいは保育の意図が十分なく他の方法なども吟味せずに行った行為であるかなど、保育士・保育教諭等の専門性に基づき丁寧に事実関係を整理することが重要である。また、意図の妥当性の判断に当たっては、状況の緊急性を考慮する必要があると考えられる。

また、保育士・保育教諭等の意図の判断においては、本人の思い込みによるものは考慮されるべきでなく、その意図が客観的に見て妥当性を有しているかどうかが判断されるべきである。

③「ウ こどもの状況・こどもへの影響」

○ 上記のとおり、まずは、こどもの状況に関わらず、行われた行為自体が虐待に該当するものであるかど うかを判断する必要があるが、行為によっては、行為が行われるに至った背景として、その時のこどもの 状況や、行為が行われた結果として、その後のこどもの状況についても勘案する必要がある。

身体的虐待になり得る行為・・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。

	・たとえば、遊びの一環でこどもに対してバケツの水を勢いよくかけ
	るという行為は、水遊びが好きな5歳児に対して行われるような場
	合には、遊びの範疇であると捉えられたとしても、1歳児に対して
	行われるような場合に、こどもの身体に危害が及ぶ可能性がある。
	・また、たとえば歩行が不安定なこどもの場合に対しては、腕を引っ
	張って連れるという行為は、他のこどもと同程度の強度・頻度で行
	われたとしても、その行為により受ける身体的影響が大きい可能性
	があり、特段の配慮が必要となる。
	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。
	・たとえば、排泄や入浴、着替え等の場面において、こどもが支援を
性的虐待になり得る行為	必要とする場合にその介助を行ったとしても、その行為は虐待に該
	当するものではない。
	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。
	・たとえば、「こどもを1人にする」という行為は、外形的にはこど
	もを「放置している」ものと評価される可能性があるが、こども自
ネグレクトになり得る行為	身が場を離れて落ち着いた環境に移ることを求めている状況の中
	で、こどもが一人になった際に、保育士・保育教諭等としてこども
	を見守る意思がある場合には、直ちに虐待に該当するとは言えな
	γ ₂ °
	・こどもの状況やこどもへの影響を十分に考慮する。
	・たとえば、保育室において、保育士・保育教諭等の間であるこども
2. TERAL PARTS 10. 4E 2. / 2.4	の保護者に関する困りごとなどを話題にすることは、こどもに直接
心理的虐待になり得る行為	発言されたものでなければ、虐待とまでは言えないが、当該こども
	が日常的に保育士・保育教諭等の会話を聞き、結果として心を傷つ
	けているのであれば、虐待に該当し得る。

(補足) 保護者への聞き取りについて

行為の対象となったこどもは、大人の誘導的な質問などにより回答が変わることがあるだけでなく、その時の状況や気持ちを保育士・保育教諭等に対して正直に伝えることができない場合や、繰り返し質問をされ答えること自体がこどもにとって大きな心理的負担になることも想定される。こどもの心理状況等を確認するに当たっては、保護者に対して家庭での様子などを聞き取ることも重要である。

(4) 指標に基づく判断の具体例について

以下は、虐待又は虐待に該当するとまでは言えない行為について、具体的なケースを元に考え方のポイントを示したものである。なお、これらの具体例は、丁寧な事実確認が行われた上での判断のポイントをお示しするものであり、たとえば、こどもが「気にしていない」と発言したことをもって虐待に該当しないと判断することを許容するものではない。判断に当たっては、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

※ 以下の具体例における「ア~ウ」の注は、第2(1)にお示しする指標と対応するものである。

(具体例1)

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、4苦手を克服	
<u>させる意図</u> で、 _ア 繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き	
嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもをァ大声で注意	
し、ァこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々	步 法
ながらそれを食べた。その後も、保育士はその4こどもが嫌々食べていること	虐待
<u>を知りながら</u> 、同様の行為を _ア 毎日のように繰り返した。しばらくして、保護	
者から、「ゥ給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」	
と相談があった。	

(考え方のポイント)

【プロセス①】

- 行為に着目すると、「^ア大声で注意し」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。
- また、「⁷こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○ 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「『毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

(参考: 【プロセス③】)

- なお、当初は「⁴苦手を克服させる意図」であったが、その後、「⁴嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。
- 〇 保育士による行為の結果、こどもは「 $^{\circ}$ 保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。
- ※本事例については、プロセス②において虐待に該当すると判断できる事例だが、参考としてプロセス③に対する考え方も記載する。

(具体例2)

行為の内容・経緯等	判断
4歳児のこども同士のけんかにより、こどもの1人が興奮して室内を泣き	
ながら暴れまわっていた。保育士は、けんかを制止するとともに、暴れるこど	
もを言葉で諭そうとしたが、それでも収まらなかったため、ィこどもを落ち着	虐待に該当するとま
かせる目的で別室に連れ出し、テ鍵は閉めずにしばらく1人きりにした。保育	では言えない
士は、数分したらこどもの元に戻るつもりでいたが、他のこどもに対応してい	
たため、戻ることを失念してしまい、結果として、そのこどもは720分間別	

室で1人泣き続けることとなった。

慌てて別室に戻った保育士は、こどもに対して、1 人きりにしたことを謝った。その後は、 $_{7}$ こどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。降園時には、保護者に上記のことを伝えるとともに、翌日の登園時も、改めてこどもの様子を確認したが、 $_{7}$ 家庭でも特に変わった様子は見られなかったとのことだった。

(考え方のポイント)

【プロセス①】

○ 行為に着目すると、こどもを1人にしているという点で、外形的にはこどもを「放置している」 ように見えるものの、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

 \bigcirc 「 7 20 分間」という一定程度の時間、こどもを 1 人にしている点については、この時間をもって 直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス③】

- こどもを落ち着かせるために1人にする、また、数分後にはこどもの状況を確認するつもりであるという⁴保育士の意図があることを踏まえると、直ちに虐待に該当する行為であったとは言えない。
- 保育室に戻った後は、「^ゥこどもも落ち着き、いつも通り、友だちと過ごしていた。」「^ゥ家庭でも特に変わった様子は見られなかった」とのことから、行われた行為により、こどもに重大な影響があるとまでは言えない。

(具体例3)

行為の内容・経緯等	判断
5歳児のこどもが、保育士 A の指示を守らずに、勝手に戸外に出て、砂場	
で遊び始めたため、 ₄ 保育士 A は「勝手に出てはだめだよ」と叱った。それに	
対して、こどもは「だって、〇〇先生はいいって言ったもん」と別の保育士 B	
の名前を出して言い返し、そのまま遊び続けようとした。保育士は、こどもが	
言い訳をし、自分の指示に従わなかったことに苛立ちを覚え、ィもっと厳しく	虐待に該当するとま
<u>叱らないと大人としての示しがつかないと思った。</u> そこで、他のこどもと離れ	では言えない
た場所で、そのこどもを自分の近くに立たせ、指示を守らなかったことをァ執	
拗に叱り続けた。ゥ <u></u> 叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、	
その後も、いつも通り、他の友だちと遊ぶ様子が見られた。また、ゥ次の日以	
降も、通園を嫌がる様子は見られなかった。	

(考え方のポイント)

【プロセス①】

○ 行為に着目すると、「勝手に出てはだめだよ」とこどもを叱るという行為自体は、直ちに虐待に 該当するものではない。

【プロセス②】

- 〇 こどもの過ちを「 7 執拗に叱り続け」ている点については、直ちに虐待に該当するとは言えない。 【プロセス③】
- 当初は「「保育士は「勝手に出てはだめだよ」と叱った」が、その後は、「「他のこどもたちの手前もあり、もっと厳しく叱らないと大人としての示しがつかない」という感情的な理由で叱ってはいるものの、これをもって直ちに虐待に該当するとは言えない。
- 「ゥ叱られている間、こどもは特に泣いたりすることはなく、その後も、いつも通り、他の友だち と遊ぶ様子が見られた」点や、「ゥ次の日以降も、通園を嫌がる様子は見られなかった」点において は、行われた行為による重大な影響があるとまでは言えない。

(5)判断後の対応

<虐待に該当すると判断した場合>

○ 虐待に該当すると判断した場合には、(6)に従って対応する必要がある((6)へ続く)。

<収集した情報が十分でなく、虐待の有無が判断できない場合>

○ 期限を区切り、事実確認を継続する。

<虐待に該当しないと判断した場合>

- 虐待に該当しないと判断した場合には、
 - ・ 引き続き注視が必要な施設として、当該施設の状況等を関係機関に情報共有すること、
 - ・ 巡回支援などの機会を増やし、必要な相談、支援等を行うこと
 - ・ 指導監査の場面で特にフォローすること

などの対応が考えられる。

(6) 虐待と判断した場合の対応

①保育所等への指導

- 虐待に該当すると判断した場合は、保育所等に対し、児童福祉法第 46 条の規定等に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行う。再発防止策については、引き続き利用を継続するこどもへの影響や職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、虐待の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要であり、所管行政庁においては、虐待が行われた要因や改善に向けての課題も含め、状況を丁寧に把握したうえで、当該保育所等に対して、書面指導や改善勧告等による改善の指示を適切に行う必要がある。
- なお、組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人としてこどもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところだが、その際には所管行政庁としても人選などについて協力・アドバイスしたり(例:弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等)、委員会の議論をフォローすること(再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言)等が必要である。

- また、所管行政庁において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を 行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分等、組織としてどの ように対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要がある。加えて、所管行政庁においてこれ らの対応を行った後は、速やかに児童福祉審議会等に報告する必要がある。
- これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、所管行政庁は、児童福祉審議会等ともよく連携を図りながら、当該保育所等や法人の支援のあり方、運営のあり方の見直しの進捗状況を継続して見守り、保育所等に対するフォローアップが求められる ((7) へ続く)。最終的には、保育所等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要である。
- このほか、当該虐待の対象となったこどもの心のケアや、その他の保育所等を利用するこども、虐待等に関与していない職員も含め、十分な心のケアを行う必要がある。 (③へ続く)

併せて、虐待が行われた経緯や今後の保育所等としての対応方針等について、保育所等とも連携のうえ、 保育所等を利用するこどもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。

その際、虐待を受けたこどもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を 得る必要が生じる場合があることに留意する必要がある。

なお、保育所等を利用するこどもの保護者が虐待の発生した保育所等の今後の対応方針等に納得せず転 園を希望するようなケースも考えられるが、保護者の意向に配慮しつつ、各市町村の事情に応じて適切に 対応されたい。

■指導、勧告、命令等の権限規定

	施設	改善勧告等の権限を 有する行政機関	根拠規定		
	保育所	都道府県	第 46 条第 3 項(改善勧告、改 善命令) 第 46 条第 4 項(事業停止命 令)		
児童福祉法	認可外保育施設	都道府県	第 59 条第 3 項(改善勧告) 第 59 条第 4 項(公表) 第 59 条第 5 項(事業停止命 令)		
	家庭的保育事業、小規模保 育事業、居宅訪問型保育事 業、事業所内保育事業、乳 児等通園支援事業	市町村	令) 第 59 条第 3 項 (改善勧告) 第 59 条第 4 項 (公表) 第 59 条第 5 項 (事業停止命 令) 第 34 条の 17 第 3 項 (改善勧 告、改善命令) 第 34 条の 17 第 4 項 (事業停 止命令)		
	一時預かり事業	都道府県	第34条の14第3項(改善勧		

			告、改善命令)	
			第34条の14第4項(事業停	
			止命令)	
	病児保育事業	都道府県	第34条の18の2第3項(事	
		即但州乐	業停止命令)	
	幼保連携型認定こども園		第20条(改善勧告、改善命	
認定こども園法		都道府県	令)	
応足しても園伝		即但的乐	第 21 条第 1 項(事業停止命	
			令)	
学校教育法	幼稚園等	都道府県	第13条(閉鎖命令)	
于仪仪目伝	<i>列</i> 雅图守	即坦州乐	第 14 条(変更命令) 11	

- さらに、行政の透明性の確保という観点から事案の公表を基本としたうえで、その性質や重大性等に応じ、対応について適切に判断していくことが重要である。公表は、保育所等における虐待等の防止に向けた各自治体の取組に反映していくことを目的とするものであり、公表することにより当該施設に対して制裁を与えることを目的とするものではないことに配慮するとともに、虐待等を受けたこどもやほかのこどもへの影響に十分配慮する形の公表とすることに留意が必要である。
- 加えて、虐待を行った保育士・保育教諭の保育士資格の登録の取消等についても、都道府県と市町村が 連携し、十分に事実確認を行った上で、適切に対応することが必要である¹²¹³。
- 各自治体においては、当該事案を個別の保育所等の事案として対応するのみでなく、管内の保育所等に おいて同様の事案が生じないよう、必要な対策の検討を行うべきである。

なお、虐待に該当すると判断した場合には、各所管行政庁において、こども家庭庁(幼稚園等については 文部科学省)に対しても情報共有を行っていただきたい。

12 信用失墜行為による保育士登録の取消(児童福祉法第 18条の 19第2項)の事例としては、これまで園児に対する虐待行為により取消が行われた事例もある。また、児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合については、都道府県知事は保育士登録を取り消さなければならないこととされている(児童福祉法第 18条の 19)。

¹¹ 私立の幼稚園等については本条は適用されないが、直ちに同条第13条に基づく閉鎖を命じるのではなく、事前に行政手続法第2条第6号に基づく行政指導として、変更の勧告等が行われることが望ましい。

¹³ 幼稚園教諭等による虐待についても懲戒免職の事由(解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。)となり得る行為であり、虐待をした職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施等が求められる。(なお、公立学校以外の学校において、懲戒がなされる前に当該職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員免許法第 11 条第 3 項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能。)

②警察との連携等

- 虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。また、性的虐待の場合は、「不同意わいせつ」、「不同意性交等」などに問われる。刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されている。
- 虐待においては、所管行政庁が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、こどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要である。なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要であることには留意。
- また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要である。

③こどもに対する支援

- 事実確認等を踏まえ、虐待の事実が明らかになった場合には、所管行政庁は、必要に応じて児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、保育所等と連携の上、こどもに対して以下のような支援を必要に応じて行う。
 - ・虐待を受けたこどもの心情等の聴取と事実の説明
 - ・虐待を受けたこどもや他のこどもの心的外傷の状況の把握と対応
 - ・専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
 - ・施設等におけるこども間の性的暴力等の事案への対応
 - ※こども間の性的暴力等の事案を職員が放置することは、改正児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項第 3 号の 規定により、虐待(ネグレクト)に該当すると考えられる。こうした事案への対応として、各施設にお いてこどもへの周知・説明に関する取組を進めて行く必要がある。

(7) フォローアップ

- 虐待が行われた保育所等に対するフォローアップにおいては、虐待が行われた原因や保育所等が抱える 組織的な課題を踏まえ、助言・指導を継続的に行うことが必要である。
- 所管行政庁は、保育所等に対して、書面指導や改善勧告等により改善を求めることとなるが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指示を行うことが期待される。

例えば保育所であれば、指導監査等の事実確認において把握した、虐待が行われた原因や保育所が抱える組織的な課題を踏まえ、市町村及び都道府県が緊密に連携して、保育所が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取組に対する助言・指導を継続的に行うことが求められる。

- 虐待が行われた背景や保育者が抱える組織的な課題は、個々のケースにより異なる。その改善のための 取組の在り方も様々であるが、例えば、次のような支援が考えられる。
 - ・ 他の施設等で保育を経験した立場からの助言
 - ・ 他の保育所等の取組等を知る立場からの助言や、具体的ケースの共有
 - ・ 保育所等の組織マネジメントに関する助言・指導
 - ・ 保育士・保育教諭等の職員への研修や指導に関する助言・指導
- なお、虐待が行われた保育所等に対し、継続的な支援を市町村及び都道府県が実施することは重要であるが、虐待が行われた場合に限らず、日頃から保育所等と市町村及び都道府県が密にコミュニケーションを取りつつ、虐待の未然防止や保育の質の向上に取り組んでいくことが望ましいことに留意する必要がある。

(8) 児童福祉審議会への報告等

①児童福祉審議会等への報告

○ 所管行政庁は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合は、以下の事項について児童福祉審議会等(児童福祉審議会の委員に相当する者を含む。以下同じ。)へ報告しながら引き続き対応を行う。 (改正児童福祉法第33条の15第1項)

報告事項

- ①通報等がなされた保育所等の情報(名称、所在地、施設種別等)
- ②虐待を受けた(又は受けたと思われる)こどもの状況(性別、年齢、その他心身の状況)
- ③確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤所管行政庁において行った対応の内容
- ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容
- これらの報告については、数か月に1回程度定期的に開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案 の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。
- ※幼稚園等における虐待に関する専門的な知識を有する者への報告についても同様、例えば数か月に1度定期的に報告し、重大な事案等については即時報告して意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、効果的な運用をお願いしたい。
- なお、こうした児童福祉審議会等の関与を求めている趣旨は、通報等がなされたことについて、行政が 行う手続の客観性・透明性を確保するとともに、こどもの権利を擁護し、適切な対応が講じられるために

重要であることを意味する。所管行政庁においては、こどもの最善の利益を護るという観点から、こうした手続が確実に行われるよう確認に努める必要がある。

②児童福祉審議会等による意見、調査等

- 児童福祉審議会等においては、必要に応じて所管行政庁の対応方針等について意見を述べる(改正児童福祉法第33条の15第2項)。これは、虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、所管行政庁による的確な対応が可能となるよう設けられた仕組みである。
- 所管行政庁においては、例えば、職員等からの聞き取り内容とこどもからの聞き取り内容に乖離がある場合、保育所等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となる。さらに、児童福祉審議会等は、所管行政庁だけでは調査が困難な場合や所管行政庁から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができる(改正児童福祉法第 33 条の 15 第4項)。
- こうした多様な視点からの資料や情報を収集することは、児童福祉審議会等においての事実確認をより 進めやすくするとともに、事案発生の原因や過程を検証するための重要な判断の材料となり、また、保育 所等においても改善や再発防止に資するものにもなる。
- 虐待の問題が起こったときに、こどもを含む関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と保育所等における支援の改善に取り組むことができるよう、所管行政庁は、積極的に児童福祉審議会等の意見を求めながら、対応を進めることが必要である。
- なお、以下の観点から虐待に関する検証を併せて行うことが考えられる。その際には、児童福祉審議会 等の第三者からの意見を取り入れることも有効である。
 - ・虐待が起こった要因
 - ・保育所等のケア体制や法人の組織運営上の問題
 - ・再発防止のための取組(保育所等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・ システムの見直し等)

(9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

○ 市町村¹⁴は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告する¹⁵とともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表するものとされている(改正児童福祉法第33条の16)。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①
・虐待を受けたこどもの状況(性別、年齢、心身	~③の内容
の状態像等)	②市町村から報告を受けた内容(左記①~③)
・虐待の類型(身体的虐待、性的虐待、ネグレク	
ト、心理的虐待)	
②虐待に対して市町村が講じた措置(報告聴取等、	
改善勧告、改善命令、事業停止命令等)	
③その他の事項	
・施設等の種別	
・虐待を行った職員の職種	

- ※国立の幼保連携型認定こども園についてはこども家庭庁及び文部科学省、国立の幼稚園等については、 文部科学省に報告する。
- この定期的な公表制度は、各所管行政庁において、虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各所管行政 庁における虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものである。したがって、虐待を行 った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではない。こうした点に留意しつつ、制度を 運用することが必要である。
- 公表の対象となる虐待は、所管行政庁が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事 案を対象とし、虐待を受けたこどもの状況等を集計した上で、公表する。
- なお、この制度は、個別の虐待の事案の発生・発覚の際に、所管行政庁が虐待を受けたこどもや他のこど もへの影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもない。
- また、保育所等における虐待と幼稚園等における虐待の状況等をまとめて同一のサイトにおいて公表するなど、各都道府県において、効率的な公表の仕方について工夫することも考えられる。

¹⁴ 市町村には、指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

_

¹⁵ 幼稚園等における虐待にあっては、都道府県の教育委員会により都道府県の知事部局に対して報告。

虐待通報等受理票 (例)

受付日時	令和 年	月 日	午前・生	干後	時	分		受理者	
通告内容									
虐待の種類	虐待の種類 1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト 4 心理的虐待								
通告の内容及び	びこどもの状態								
(虐待の内容、	時期、こどもの	つ心身の状	態、保育	所等の対	対応、	特に注	意を要す	ける事項につ	ついて)
こどもについて									
氏 名			男・女・	年齢		歳			
以 右			その他			万 义			
保育所等の									
名称									
保育所等の									
住所				T			1		
保育所等の				担	当者名	· 職	名		
代表者									
虐待者について	· -								
氏 名			男·女· その他	年齢		歳			
- 1×1 0 HH/5				-		八口、正社	H		
こどもの関係 役職名									
通報者について									
氏 名			男・女・	- こと	きもとの	D			
Д 1	その他			関係	関係				
匿名希望	あり・なし	所属					連絡先		